

垂直積雪量（積雪荷重）に係る運用基準

平成 30 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この基準は、建築物及び工作物（以下、「建築物等」という。）の構造上の安全を確保することを目的とし、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 86 条の規定による積雪荷重についての運用その他必要な事項を定める。

（適用範囲）

第 2 条 この基準は、柏崎市建築主事が所管する建築物等に適用する。

（垂直積雪量）

第 3 条 垂直積雪量は、新潟県柏崎市建築基準法施行規則第 10 条に規定する数値以上で、かつ建築物等の敷地の位置における局所的地形要因による影響等を考慮して設計するものとする。

（積雪荷重の低減）

第 4 条 積雪荷重の低減は、建築物等の維持管理が適正に行われる場合に限り、次に各号の一に該当するものに適用する。

(1) 令第 86 条第 4 項の規定により、屋根ふき材及び屋根形状等により雪の自然落下が期待できる場合で、かつ周囲に十分な敷地内の空地がある場合は、1 メートルまで減らして計算することができる。なお自然落下が期待できるとは、下表のとおりとする。

表面が平滑な屋根葺材料	屋根勾配
アルミ板ステンレス板等	16° (3/10) 以上
長尺鉄板等	19° (3.5/10) 以上

(2) 融雪装置を設ける建築物等で常時有効に機能する場合は、1 メートルまで減らして計算することができる。

(3) 令第 86 条第 6 項の規定により、雪下ろしが可能な建築物等に限り、1 メートルまで減らして計算することができる。ただし、垂直積雪量が 2 メートルを超える場合は、垂直積雪量を 2 メートル以上として積雪荷重を計算することが望ましい。

(大空間建築物への配慮)

第 5 条 体育館、工場等で大空間を構成する建築物については、周囲の状況や屋根形状により積雪量が不均等となり、屋根等の落下、崩壊等が発生しないよう配慮した垂直積雪量により、積雪荷重を計算するものとする。

(構造計算書への明示)

第 6 条 設計者は、構造計算書を作成する場合、垂直積雪量及び積雪荷重の決定の理由を構造計算書に明示するものとする。

(垂直積雪量の表示)

第 7 条 構造計算により建築物の安全を確認した建築物等にあつては、建築物等の出入口、主要な居室その他見やすい場所に、次の積雪表示板を設置するものとする。

積雪表示板

設 計 積 雪 量	
下記の積雪量を超えるときは雪下ろしが必要です。	
設計積雪量	m
設 計 者	
施 工 者	
竣工年月日	年 月 日

表示板の大きさは、縦が 16 cm、横が 18 cm以上のものとする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。